

○国土交通省令第十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十二条の七十第一項（同法第三百三十二条の七十第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十七条の二及び第三百三十七条の四の規定に基づき、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|-----|---|
| 改正後 | <p>(登録の手続) <u>第三条 (略)</u></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類 三〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(役員の選任の届出等) <u>第五条</u> 登録講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 登録講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> |
| 改正前 | <p>(登録の手続) <u>第三条 (略)</u></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員の氏名を記載した書面、住民票の写し及び履歴書 三〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(役員の選任の届出等) <u>第五条</u> 登録講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名を記載した届出書にその者の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 登録講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添えて国土交通大臣に届け出なければならない。</p> |

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（次条において「旧省令」という。）第三条第二項第二号の規定により提出されている書類は、この省令による改正後の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（次条において「新省令」という。）第三条第二項第二号の規定により提出されたものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に旧省令第五条第一項の規定によりされている届出は、新省令第五条第一項の規定によりされている届出とみなす。